

事務連絡
令和2年10月9日

未来技術社会実装事業選定地方公共団体
(平成30年度選定) ご担当者様

未来技術社会実装事業(平成30年度選定)の継続申請について

内閣府地方創生推進事務局

未来技術社会実装事業におきましては支援期間を概ね3年間としているところ、平成30年度選定事業につきましては、令和3年3月31日をもって支援期間満了となります。

今般、選定事業における本格実装の更なる加速を図るため、一定の条件を満たすものにつきましては、審査のうえ、2年間の事業継続を認めることといたしますので、申請に係る手続きについて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる事業

平成30年度に未来技術社会実装事業に選定された事業のうち、一定の事業成果が見込まれ、将来的な本格実装(事業化され自走すること)のイメージが明確になっており、本格実装に向けた課題、解決方針、推進体制が整理されている事業。

2. 継続申請内容

継続申請にあたっては、以下の内容を別紙1「未来技術社会実装事業継続申請書」に記載すること。また、別紙2「事業概要書」を作成すること。

- (1) 目指す将来像
- (2) 令和2年度までの事業成果(見込み含む)
- (3) 今後の事業計画
 - ア 令和3年度以降の事業計画
 - イ 将来的な本格実装内容
 - ウ 本格実装に向けた課題
 - エ 上記課題の解決方針
 - オ 今後の事業推進体制

3. 提案者

未来技術社会実装事業（平成 30 年度選定）地方公共団体

※別添 1 「未来技術社会実装事業（平成 30 年度 選定）事業一覧」を参照

※提案地方公共団体を追加し、共同提案とすることは可能だが、「未来技術社会実装事業継続申請書」にて共同提案とすることの必要性について具体的に記載すること。

4. 申請書類の内容

継続申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ① 別紙 1 「未来技術社会実装事業継続申請書」
- ② 別紙 2 「事業概要書」

評価は、提出された提案様式に記載された内容について、別添 2 「未来技術社会実装事業継続認定基準（評価項目と評価・採点方法）」に基づき行うため、必要な事項は提案様式に記載すること。

5. 留意事項

- ・ 事業内容に一部変更が生じる場合（事業名称、提案者、推進体制など）、「未来技術社会実装事業継続申請書」に変更事項がわかるように記載すること。
- ・ 取組を新たに追加する場合は、既選定の技術分野に係る取組であるか、あるいは既選定事業との連関性が認められる場合のみ、対象と認める。
- ・ 継続申請を行った場合であっても、審査の結果事業継続が認められない場合は、令和 3 年 3 月 31 日をもって支援期間を終了する。

6. 提案書類の提出方法、受付期間等

（提出方法）

提案書類は、次に掲げるとおり電子メールで提出すること。

※メール件名は「【提出】（5桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提案者名）未来技術社会実装事業継続申請書類」とすること。

（例：【提出】00000_201015_〇〇県〇〇市_未来技術社会実装事業継続申請書類）

※継続申請様式は、「（5桁の都道府県・市区町村コード）

（提出日）（提案者名）提案様式」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_201015_〇〇県〇〇市_継続申請様式）

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

(受付期間)

令和2年10月9日(金)～令和2年11月10日(火)正午

(募集締切)

令和2年11月10日(火)正午

(提出先)

内閣府地方創生推進事務局 都市再生・未来技術実装担当

E-mail : g.mirai.s5m@cao.go.jp

7. 提案後の流れ

令和2年11月10日(火)正午	継続申請書提出締切
11月中旬	書面審査
11月下旬	ヒアリング ※必要に応じて実施
12月中旬	審査結果通知